



卷頭言

残留性等試験を巡って

(財)残留農薬研究所 加藤保博

GLP 制度は、試験成績の信頼性を一層確保し、後年においても試験を再現しうるよう、試験の計画から最終的な報告書の作成と関連試験

③は、上述のGLP制度適用施行から少し間を
おいて施行される予定で、農作物残留性試験で
1作物あたりに求められる試験例数が、現行の2
例以上から、生産量、産地の偏り、一日摂取量を
考慮して、生産量が特に多い農産物（約20作物）
は6例以上、生産量の多いもの（約30作物）は
3例以上となる。また、分析部位についても、国
際残留基準との整合性をとり、例えばキウイフ
ルーツでは果皮と果肉を別々に分析するなど、
果実類の分析部位を増やす方向で検討されてい
ると聞く。農薬メーカーには大きな負担となる
であろうが、新規剤の開発がスローダウンした
りしないことを切に望みたい。